

環7・環8・中原街道沿道地区計画の届出チェックリスト

建築物等に関する事項			自己 チェック欄		
制限項目	適用	設計内容			
建築物の 間口率の最低限度	有・無	$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{建築物の沿道整備道路} \\ \text{に面する部分の長さ} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{敷地の沿道整備道路} \\ \text{に接する部分の長さ} \end{array} \right]} = \frac{(\quad)m}{(\quad)m} \times 100$ $= (\quad)\% \geq 70\%$	適・否		
建築物の 高さの最低限度	有・無	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">沿道整備道路中心からの高さ ()m \geq 5.0m</td> <td style="width: 50%;">間口率7/10を満たす部分の 高さの最低限度は5mとする</td> </tr> </table>	沿道整備道路中心からの高さ ()m \geq 5.0m	間口率7/10を満たす部分の 高さの最低限度は5mとする	適・否
沿道整備道路中心からの高さ ()m \geq 5.0m	間口率7/10を満たす部分の 高さの最低限度は5mとする				
壁面の後退	有・無	環7に面する部分の長さが30m以上の建築物は、環7の道路境界線から当該建築物の、1階における壁又はこれに代わる柱の面までの距離が1.5m以上である	適・否		
建築物の 構造に関する 防音上の制限	有・無	<p>①窓・出入口に設けるサッシ・ドア等の構造</p> <p><input type="checkbox"/> 閉鎖した際、防音上有害なすきまの生じないもの</p> <p><input type="checkbox"/> ガラスの厚さが0.5cm以上であるガラス入りの金属製のもの又は同等以上のもの</p> <p>②排気口(筒)・給気口(筒)</p> <p><input type="checkbox"/> 音が直接入り込まない構造である</p> <p>③屋根・壁</p> <p><input type="checkbox"/> 空隙のないもので、防音上支障のない構造である</p>	適・否		
建築物の 用途の制限	有・無	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">用途</td> <td style="width: 50%;">風俗営業法第2条第6項第4号に規定する営業の用に供するものの禁止</td> </tr> </table>	用途	風俗営業法第2条第6項第4号に規定する営業の用に供するものの禁止	適・否
用途	風俗営業法第2条第6項第4号に規定する営業の用に供するものの禁止				
垣・さくの 構造の制限	有・無	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> 生垣 <input type="checkbox"/> フェンス <input type="checkbox"/> 高さ1m以下のブロック塀等 <input type="checkbox"/> 垣・さくの設置無し </td> <td style="width: 40%;"> 道路に面する垣又はさくは、生垣又はフェンスとする。ただし、高さ1m以下のもの又は法令等の制限上やむを得ないものはこの限りではない。 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 生垣 <input type="checkbox"/> フェンス <input type="checkbox"/> 高さ1m以下のブロック塀等 <input type="checkbox"/> 垣・さくの設置無し	道路に面する垣又はさくは、生垣又はフェンスとする。ただし、高さ1m以下のもの又は法令等の制限上やむを得ないものはこの限りではない。	適・否
<input type="checkbox"/> 生垣 <input type="checkbox"/> フェンス <input type="checkbox"/> 高さ1m以下のブロック塀等 <input type="checkbox"/> 垣・さくの設置無し	道路に面する垣又はさくは、生垣又はフェンスとする。ただし、高さ1m以下のもの又は法令等の制限上やむを得ないものはこの限りではない。				